

## 令和 7 年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	鹿屋市文化会館及び鹿屋市王子遺跡資料館	
所在地	鹿屋市文化会館 鹿屋市北田町 1 1 1 0 7 番地 鹿屋市王子遺跡資料館 鹿屋市北田町 1 1 1 1 0 番地 1	
指定管理者	名称： <u>株式会社 まちづくり鹿屋</u> 代表者： <u>代表取締役 徳永 英作</u> 住所： <u>鹿屋市新川町 6 0 0 番地</u> 連絡先： <u>0 9 9 4 - 4 1 - 1 0 3 3</u>	
モニタリングの実施経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>●月例報告（毎月）</li> <li>●現地調査（6 月）1 回</li> <li>●その他（ご意見ポストの設置）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業決算の確認</li> <li>●利用者アンケート（公演後のご意見ポスト）</li> </ul>
担当部課 （問合せ先）	教育委員会生涯学習課 電話 0994-31-1138 内線 3651	

## 【モニタリングの総合評価】

## 1 設置目的の達成について

本市にとどまらず、大隅の文化振興における拠点施設としての機能も期待される鹿屋市文化会館では、市民に高い芸術性や芸術文化の幅の広さを「知る・鑑賞する」機会を提供することで、「参加する・楽しむ」へ、アウトリーチ公演や鹿屋市文化祭への協力において達成している。また、「楽団プロジェクト」により若手芸術家の育成にも取り組み、本市の文化芸術の底上げにも貢献している。

## 2 市民サービスの向上について

- (1) 施設の老朽化から多数の不具合や故障等がある。
- (2) 自主文化事業については、自主文化事業検討委員会にて市民の意見を聞くなど、多様な芸術分野から、幅広く演目の選定を行っている。

## 3 経費削減について

施設の修繕や維持管理について、軽微なものは職員で対応するなど努力している。

## 4 総評

文化振興拠点施設の指定管理者として、上質な自主文化事業の提供はもちろんのこと、楽団プロジェクトといった、次代の担い手育成に関する積極的取組、鹿屋市文化祭や市民の文化活動への協力は高く評価できる。

## 【今後の業務改善に向けた考え方】（記載例）

## ≪指定管理者が実施・検討する事項≫

- (1) リナシティかのやとの共存共栄（両施設の利用者数の増加につながる施策）
- (2) 公立文化施設の大隅半島圏域での相互の利益に繋がる連携実施
- (3) 王子遺跡資料館の利用推進

## ≪施設所管課が実施・検討する事項≫

<p>(1) 長寿命化計画に基づく施設の改修及び今後の在り方</p> <p>(2) 施設利用者の安全確保</p> <p>(3) ホール等の利用料見直しと減免規定の整理</p>
---

<b>(1)基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）</b>
① 合目的性・公平性・効果性
文化会館は、大隅の文化振興の中心的役割を果たしている。引き続き文化会館とリナシティかのや、2つの公立文化施設のさらなる連携による相乗効果で利用者増に繋げたい。
<b>(2)業務内容</b>
① 機能性・独創性（事業への具体的な取組み方）
自主文化事業において、桂竹丸落語公演会「特攻セズ」をホール公演のほか、市内中学校を対象としたアウトリーチ公演を行い、芸術文化に触れる機会をホール以外の場所まで拡大した。また、リナシティかのやと連携し、ホール事業を実施することで、市民が芸術文化に触れる機会の提供を空白なく計画・実施した。
②責任性・実行性（施設の運営体制や組織）
館長を中心に職員が連携して業務を遂行しており、要望などにも対応している。
③明瞭性・規律性（適正な事務や経理）
経理面では本社管理のもと適切に運営されている。
④安全性（安全管理・緊急時等の対応）
施設管理業務として、日々の点検活動・清掃等を入念に行うなど早期発見早期対応、安全性の確保に努めている。緊急時の体制についても、マニュアルを作成している。
⑤社会性（環境等への配慮）
文化協会事務局が事務所内にあることから、様々なイベントにも協力している。施設周辺の清掃や見回りなど、環境美化に取り組んでいる。
<b>(3)事業収支</b>
① 経済性
収支は黒字である。しかし、工事に伴う休館により稼働が減り、目標収入には至らなかった。
<b>(4)団体の経営状態</b>
①経営の健全性
財務諸表等会計関係書類及び過去の実績から、経営について問題ないと判断する。

## 施 設 概 要 調 書

## 1 施設の概要

施設名	鹿屋市文化会館及び鹿屋市王子遺跡資料館		所管課：生涯学習課
所在地	鹿屋市北田町11107番地 (王子遺跡資料館 北田町11110番地1)		設置年月日：昭和52年 5月(資料館 昭和59 年11月)
設置目的	芸術文化の振興及び市民の教養の向上に資するため		
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市文化会館条例、鹿屋市文化会館条例施行規則 鹿屋市王子遺跡資料館条例、鹿屋市王子遺跡資料館条例施行規則		
施設の概要	設備の概要	敷地面積	6,594.43㎡
		延床面積	4,197.05㎡
		《有料》 鹿屋市文化会館条例第9条に規定する利用料金 《無料》 鹿屋市王子遺跡資料館条例第5条により無料	
	事業概要	(1) 鹿屋市自主文化事業の実施 (2) 貸館事業の実施 (3) 王子遺跡資料館の展示及び見学者への説明 (4) 文化会館施設設備の維持管理	

## 2 経営分析評価指標

① 事業収支	1,679,935円	④外部委託費比率	27.4%
②利用料金比率	4.2%	⑤利用者あたり管理運営コスト	2,854.3円/一人
③人件費比率	35.2%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	2,497.9円/一人

※ 少数点第2位四捨五入

## 3 運営状況

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
開館日数		文化会館358日(ホール:270日) 王子遺跡資料館358日
開館時間	文化会館 午前9時から午後10時まで 王子遺跡資料館 午前9時から午後5時まで	文化会館 午前9時から午後10時まで 王子遺跡資料館 午前9時から午後5時まで
事業開催	自主文化事業15,000,000円以上	自主事業 12,023,330円

## 4 利用実績

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
貸し室等 利用回数	ホール	115回
	リハーサル室	4回
	計	119回
施設利用 人数	ホール	19,990人
	リハーサル室	37人
	王子遺跡資料館	1,005人
	計	21,032人
相談件数		0人
講座参加者数		0人
合計		21,032人

## 5 事業収支

(単位:千円)

項目	実施計画(事業計画書より)	実施内容(実績)
ホール等使用料(貸館)	3,678	2,450
自主文化事業収入 (チケット販売等)	6,413	4,772
指定管理料	47,690	50,026
その他収入	0	1,547
収入計(A)	57,781	58,844
自主文化事業費	13,640	12,024
人件費	11,805	20,150
修繕費	409	451
光熱水費	6,709	5,098
委託料	20,956	15,683
公租公課	1,680	2,144
会費負担金	50	43
管理費	2,532	1,573
支出計(B)	57,781	57,164
収支(A) - (B)	0	1,680

指定管理者自己評価表

R8 年 6 月 4 日

指定管理者 株式会社まちづくり鹿屋

施設名 鹿屋市文化会館

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	3・②・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	3・②・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	③・2・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	3・②・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	③・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	③・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	③・2・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	③・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	③・2・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	3・②・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	③・2・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	③・2・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	③・2・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・②・1
	15 事業収支は妥当であるか	3・②・1
総合評価 (所感)	<p>・ 利用件数および利用者数については、長期休館の影響により、例年の水準には達していない状況である。また、利用料金および事業収入についても基準額を下回った。</p> <p>・ 弊社が指定管理を行う以前から条例と合致しない減免の運用が続いており、指定管理者の方で減免適用の判断を行うことが困難な状況である。</p> <p>・ 老朽化により館内の様々な設備に不具合が相次いでいるが、修繕を行う十分な予算や仕組みが確保されていない状況で、館の持続的な運営に課題がある。</p>	

【自己評価の採点基準】 「3」…優 「2」…良 「1」…可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通した指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。